日弁連の裁決書に対する弁護士法人ベリーベスト法律事務所のコメント

日弁連は、審査庁として中立公平な立場で判断しなければならないにもかかわらず、明らかに誤りである東弁の議決を維持することのみに腐心し、日弁連自らの公式見解に反してまで、法的に誤った判断を押し通した。

また、日弁連は、ベリーベストの主張に反論することができないため、重要論点をことごとく無視しており、審理不尽であることはもちろん、ベリーベストの裁判を受ける権利を侵害している。

日弁連の判断が誤りであることから、ベリーベストは、東京高等裁判所に取消 訴訟を提起する予定であるが、本来であれば、地方裁判所での充実した審理を 経る三審制が保障されるにもかかわらず、日弁連の無意味な手続きのせいで、 充実した審理を受けることができない不利益を受けている。

東弁の過ちを是正できず、苦し紛れに誤った判断を上塗りするだけの日弁連には、もはや自浄能力がなく、弁護士自治の歴史に重大な禍根を残したものと言わざるを得ない。

以下、簡単に争点についてコメントする。

まず、日弁連は、東弁と同じく、依頼者と業務成果物がワンセットとして司法書士から弁護士に引き継がれるという事象を捉え、業務成果物の対価としての支払いが、依頼者紹介の対価を含むと判断したが、事件が中途で引継がれる以上、依頼者と業務成果物がワンセットとして引き継がれるのは当然の事象であり、これは、業務成果物への対価の支払が紹介料を含むことの理由にはなり得ない。

このような解釈は、禁止されるのが紹介それ自体に対価を支払うことであるという日弁連の公式見解に反しており、自己矛盾である。条解弁護士法(日弁連調査室編著)によれば、「報酬は法律事務(中略)の周旋をすることと対価的関係に立っていることが必要」「この要件を不要とすると処罰範囲が無限定になってしまう」としている。

条解弁護士法が懸念した処罰範囲が無限定になるリスクが正に顕在化したのが 本件である。

次に、本件がそもそも「非行」と言えるのかというベリーベストが主張する重要論点について、日弁連は判断をしていない。都合の悪い論点を無視するというのは、誤った判断を押し通すときに使う常套手段であり、日弁連の判断が誤りであることを端的に示している。

この点に関連し、日弁連は、ベリーベストに対する業務停止6月の処分を3月に短縮したが、その理由として、

- ①審査請求人らの行為が依頼者の利便性に寄与していた側面があることも否定できない。また、本件引継ぎによって、依頼者に対し、追加の経済的負担や不利益が生じた事情は見当たらない。
- ②新宿事務所は、取り扱うことができる事件の経済的利益に制限があるとしても、弁護士と一部重なる法律事務を行う者であり、本件は事件屋などが介入する非弁提携事案とは異なる。
- ③審査請求人らは規程13条1項及び法27条の解釈を誤ったものであり(※但し、ベリーベストは日弁連の解釈が誤りだと主張している)、本件スキームが規定13条1項及び法27条に違反するとの明確な認識の下であえて非弁行為を行ったものと認めることはできない。
- ④認定司法書士の簡易裁判所における民事事件の代理権限に訴額140万円までという制限がある現行法制下では、140万円超過事件について認定司法書士から弁護士への事件引継ぎの在り方、両社の協力関係の在り方について、弁護士会等においても検討と提言等が望まれるところ、本件はそれがない状況下で発生したものである。

などを挙げる。

しかし、特に③は、ベリーベストの解釈に十分な理由があるのであるから、そ もそも解釈の違いを理由に「非行」と認定することなど許されない。

手続違法の点についても、日弁連は、「弁護士懲戒手続の研究と実務」という日弁連が発行した文献の解釈にしたがったベリーベストの主張が誤りだと述べるのだが、自らの公式見解が誤りだと言っており、完全に自己矛盾である。また、ベリーベストは、本件で非弁防止会規を使ってはならなかったこと等、その他にも複数の手続違法の主張をしているが、日弁連はこれらの重要論点についても触れていない。

以上